

松阪市篠田山斎場条例

改正後

改正前

(使用料)

第6条 使用料は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

2 (略)

別表第2 (第6条関係)

葬祭室使用料

基準使用時間	室1		室2		連続使用可能時間
	市内	市外	市内	市外	
午前9時から午後3時まで	15,670円	47,010円	18,400円	55,200円	8時間まで(ただし、基準時間外に使用できる時間は午後3時から午後5時までに限る。)
午後4時から翌日午後3時まで	40,700円	122,100円	51,130円	153,390円	47時間まで
基準時間外使用料(1時間)	1,470円	4,410円	1,920円	5,760円	

備考

基準時間外使用料は、基準使用時間の前後に連続して使用する場合に適用し、1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに加算する。

(使用料)

第6条 使用料は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による本市被生活扶助世帯は、5割引とする。

2 (略)

別表第2 (第6条関係)

葬祭室使用料

区分	単位	基本使用料		摘要
室1	2時間につき	市内	5,500円	使用時間が2時間を超えたときは、その超えた1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに市内については2,200円、市外については4,400円を加算する。
		市外	11,000円	
室2		市内	6,600円	使用時間が2時間を超えたときは、その超えた1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに市内については2,420円、市外については4,840円を加算する。
		市外	13,200円	